

第4次琴浦町男女共同参画プランー性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせる社会づくりー 実施計画

【評価】A:順調 B:概ね順調
C:やや遅れている D:遅れている

基本テーマ1 男女共同参画を実現するための社会づくり

重点目標（1） 子どもから大人まで、男女共同参画への理解促進

施策の基本的方向	主な取り組み	R5年度の取り組み	R5実績	評価	担当課
①子どもの頃からの男女共同参画に関する教育の推進	男女共同参画に関する教育の充実	教育課程に沿った学習を行う。 (保健体育、家庭科、総合的な学習、公民等)	・各教科領域において、教育課程に沿って、男女共同参画に関する教育を実施した。	A	教育総務課
	教育関係者や保護者の男女共同参画・ジェンダー平等に関する理解促進	男女共同参画、ジェンダー平等などを題材とした研修会の開催について、各校へ提案する。	・関係機関で実施される研修会等について周知を行った。	B	教育総務課
②生涯を通じて男女共同参画を学習できる機会の提供	アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取り組み	琴浦町人権・同和教育推進協議会広報紙「つながりあうことうら」で啓発を行う。	・町人権・教育推進協議会 行政部会研修で行政職員等を対象に、「自覚無き差別」～人の属性は誰が決めるのか～をテーマに研修を実施。(2月)	B	人権・同和教育課
		広報紙にアンコンシャス・バイアスに関する記事を掲載し、周知をはかる。	・町報にて啓発記事の掲載1回 ・男女共同参画に関する連載記事を町報に掲載 ・男女共同参画週間にあわせて約2週間パネル展を実施し啓発を実施 ・県主催の研修会の案内をHPに掲載	B	企画政策課
	地域内で学習できる機会の提供 (鳥取県男女共同参画センターの出前講座等の活用)	男性も家事や育児において活躍できる学習機会の提供(男性による読み聞かせ・乳幼児学級・男の料理教室など)に取り組む。 また、地区公民館や図書館等で行っている事業やイベントに男女ともに参加しやすくなるよう開催方法を見直す。 ■備考 現在平日に開催している事業を休日開催するなど男女ともに参加しやすいよう開催日を見直すほか、乳幼児学級の休日開催を検討する。 図書館でのパパ・ジジによる読み聞かせの実施。	・各地区公民館での学習機会の提供 乳幼児学級(赤碕・安田)、ふれあいワッキング(八橋) ・読み聞かせ講習会と読み聞かせおはなし会の開催(各1回) ・その他、各種事業・イベントの休日開催等、男女ともに参加しやすい環境作りに努めた。	B	社会教育課
		各文化センターで講座を開催する。	各文化センターで人権まなびの講座を開催。 ・東伯文化センター 「性の権利について」(5月) ・赤碕文化センター 「ジェンダーから見る部落問題」(8月)	B	人権・同和教育課
県内のセミナー等に関する情報提供	鳥取県で主催するセミナー等の情報を町HPに掲載し、周知をはかる。	・県内のセミナー情報を広報紙やHPに掲載し周知をはかった。	B	企画政策課	

重点目標（1）の数値目標

項目	R4	R5	F6	F7	F8	目標(R9)
「学校教育の場」において男女の地位が平等であると感じる人の割合	49.9%	今回の検証はR9年				60.0%
「ジェンダー」の言葉の意味や内容を知っている人の割合	49.7%	今回の検証はR9年				60.0%

基本テーマ2 誰もが活躍できる環境づくり					
重点目標(2) 家族みんなで協力し合う家事・子育て・介護の推進				★女性活躍推進計画	
施策の基本的方向	主な取り組み	R5年度の取り組み	R5実績	R5評価	担当課
①男性の家事・子育て・介護への参画促進	離乳食講習会等、子どもに関する行事への男性の参加促進	各種教室、相談事業等において、家族での参加ができる事業企画や参加呼びかけを行う。	・ブレマ・ブレバ教室を実施（4回、17人参加）し、家族で子育てを行う機運の醸成を図るとともに、各種事業を行う際には家族での参加を呼びかけた。	B	子育て応援課
	男性の育児休業・介護休業取得の推進	国・県の制度や支援をHPやチラシ等で周知する。	・制度や支援をチラシ等で周知した。	B	商工観光課
		特定事業主行動計画の周知などにより、男性の育児休業への理解を深め、育児休業の取得を希望する職員が安心して働ける環境を整備する。	・配偶者が出産した男性職員が休暇等の取得を希望した場合、場面に応じた休暇制度を案内し休暇等の取得を推進した。 ・R5年度取得 男性50% 女性100% ・R4年度取得 男性57.1% 女性100%	A	総務課
	男性が家庭に参画しやすい環境をつくるための啓発、職場への働きかけ	国・県の制度や支援をHPやチラシ等で周知する。	・制度や支援をチラシ等で周知した。	B	商工観光課
		母子健康手帳交付時に、育児休業制度等職場で利用できる制度についてチラシを用いて説明を行うと共に、父親の制度利用について促し、協力し合うことを推進する。また、その他訪問、健診、相談事業等の際にも協力し合うことを啓発・推進していく。	・母子手帳交付時にチラシを用いて説明を行い、かつ父親の制度利用も促し、母子保健事業を通して家族で協力し合うことを啓発・推進した。	A	子育て応援課
	定時退庁の推進（継続）。	・毎週水曜日を定時退庁日とし、庁舎内での呼びかけを行った。	A	総務課	
②性別にかかわらず仕事と子育てや介護が両立できるための支援	妊娠期からの切れ目のない子育て支援（相談支援・情報提供）	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。	・妊娠届出時から地区担当保健師が相談窓口となり、出産・子育て期まで切れ目なく相談に応じ、必要な情報提供や支援につなぐ伴走型相談支援を行った。	B	子育て応援課
	待機児童0（ゼロ）に向けた取り組み	入園申請について前年度に次年度3月末までの入園希望者の受付を行い、入園予定園児数を把握し、全ての園児の受け入れができるよう、保育士の確保や各園の利用人数の調整に努める。	・ホームページや広報誌等で入園に関する案内を周知し入園希望者を把握、待機児童ゼロを達成。また、国の基準を上回る保育士の配置を行うことができた。	B	子育て応援課
	ニーズに対応した保育サービスの提供（一時預かり、休日保育の実施等）	各種保育サービス（一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等）を実施し、保護者のニーズに対応した子育て支援を行う。	・各種保育サービスを実施した。また休日保育の利用を促すため、オープンデーをLINEで周知、開催することができた。 ・一時保育：利用者10人、延139人 ・休日保育：利用者4人、延5人 ・病児保育：利用者6人、延35人 ・病後児保育：利用者0人、延0人	B	子育て応援課
	介護保険サービスに関する相談受付	町報などで周知を行う。	・町報、地域の集まりなどで周知を行った。	B	すこやか健康課
	介護に関する制度等の周知	県から制度やセミナー等の案内がある場合に、企業へ情報提供を行う。	・制度をチラシや研修会で周知した。	B	商工観光課

重点目標(2)の数値目標

項目	R4	R5	F6	F7	F8	目標(R9)
「家庭生活」において男女の地位が平等であると感じる人の割合	32.5%	今回の検証はR9年				45.0%
家庭の役割分担において、「子どもの世話」の役割分担に対して満足している人の割合	46.2%	今回の検証はR9年				50.0%
家庭の役割分担において、「介護・病人の世話」の役割分担に対して満足している人の割合	36.2%	今回の検証はR9年				40.0%

基本テーマ2 誰もが活躍できる環境づくり

重点目標(3) 誰もが働きやすい環境づくりの推進 **★女性活躍推進計画**

施策の基本的方向	主な取り組み	R5年度の取り組み	R5実績	R5評価	担当課
①性別にかかわらず、一人ひとりが能力を発揮できる環境づくりの推進	職場において性差のない人材育成、公正な待遇の確保等の働きかけ	企業訪問を実施し、働きかけを行う。	・2社企業訪問を実施し、働きかけを行った。	B	商工観光課
		性別によらない人材育成のための職員研修の実施。	・性別問わず職員研修を行った。	A	総務課
	さまざまなハラスメント防止の取り組み	町内事業者を対象とした研修を実施する。	・事業所対象のハラスメント研修実施（7月） 町内企業のうち12社参加	A	商工観光課
		職員研修の実施によりハラスメントへの職員理解を深めるとともに、相談窓口を継続設置及び相談事案への速やかな対応を行う。	・相談窓口を管理職会等で周知した。	B	総務課
②妊娠～出産、子育て、介護や更年期等の時期に柔軟に働ける環境づくりの促進	時短労働や休暇制度の取得等、状況に応じて働きやすい職場づくりの推進と、周囲が協力的な職場環境づくり	企業訪問を実施し、働きかけを行う。	・企業を訪問し、労働環境の意見交換を行った。	B	商工観光課
		制度の周知と相談体制の強化。	・職員が希望する働き方になかった休暇制度等を案内し、働きやすい環境づくりを図った。	A	総務課
	育児休業中の女性が職場に復帰しやすいように職場環境づくりや職場からの支援の推進	国・県の制度や支援をHPやチラシ等で周知する。	・チラシ等で周知を図った。 ・町報で優良企業の周知を図った。	B	商工観光課
		各制度の周知と相談体制の強化。	・職員が希望する働き方になかった休暇制度等を案内し、働きやすい環境づくりを図った。	A	総務課
子育て等で仕事を一度離職した後に、希望する女性の就職支援	町報、HP等で職業訓練の情報を提供する。 しごとプラザ琴浦が主催するセミナーの周知を行う。	・町報、HP等で職業訓練の情報を提供した。 ・再就職支援のセミナーの周知を図った。	B	商工観光課	

重点目標(3)の数値目標

項目	R4	R5	F6	F7	F8	目標(R9)	
「職場」において男女の地位が平等であると感じる人の割合	37.7%	次回の検証はR9年				45.0%	
鳥取県男女共同参画推進企業認定数	32社	34社 R5.12.26現在				35社以上	企画政策課
イクボス・ファミボス宣言企業数	27社	29社 R5.12.26現在				30社以上	企画政策課

基本テーマ2 誰もが活躍できる環境づくり					
重点目標(4) 性別にかかわらず、地域社会活動等に参加できる環境づくり					
施策の基本的方向	主な取り組み	R5年度の取り組み	R5実績	R5評価	担当課
①自治会等、地域社会活動における男女共同参画の推進	固定的役割分担意識の解消や誰もが活躍しやすい環境づくり	チラシ等による啓発。	・未実施。女性の登用率は上がっているが全体的ななり手不足が課題。	D	総務課
②政策・方針決定過程への女性の参画推進	審議会や委員等における女性の参画促進（特に、農業分野やスポーツ分野）	女性の参画状況を数値化したものを庁内で共有し、性別の偏りがある審議会等については体制を整備するよう発信する。	・全体的に偏りの解消が進んでおり、女性の登用率は全体平均で42.4%まで改善。	A	企画政策課 (事業担当課)
		女性登用率を4割以上を目指し、委員選出依頼の際等に性別の偏りがないよう配慮を依頼する。	・「琴浦町審議会等の委員の選任に関する要綱」を制定。原則、一方の性で定数の6割を超えないよう規定を設けた。	A	総務課
		環境審議会委員の選任に当たり、団体への推薦依頼などの際には、女性登用率が4割以上となるよう調整を行う。	・委員選出の際に性別に偏りがないよう働きかけた。登用率は40%。	A	町民生活課
		委員会等での女性登用率を4割以上とするため、委員選出依頼の際等に調整のうえ依頼する。	・各委員会、協議会とも女性登用率は40%以上	A	すこやか健康課
		審議会・協議会等の委員選出の際には、性別の偏りがないよう配慮する。また、関係機関に委員選出依頼する時は、配慮を依頼する。	・推薦会・協議会の女性登用率平均は53.2%に向上	A	福祉あんしん課
		協議会等の委員選出依頼時には性別の偏りがないよう配慮し、女性登用率4割以上となるよう調整を行う。	・協議会等の委員の女性登用率40%以上	A	子育て応援課
		審議会等の委員の選出の際には性別の偏りがないよう依頼し、女性の意見が反映されるよう努める。	・委員選出の際に偏りがないよう働きかけたが、改善が難しいものもあった。	C	商工観光課
		「琴浦町都市計画審議会」と「琴浦町空家等対策審議会」の審議会委員の選出の際には、性別の偏りがないよう配慮し、琴浦町の都市計画と空家対策について、女性の意見が反映されるよう努める。	・各委員会、協議会とも女性登用率は3割以上	A	建設住宅課
		下水道審議会等の委員選出の際には性別の偏りがないよう配慮を依頼する。	・委員選出の際に性別に偏りがないよう働きかけた。令和5年4月に審議結果の答申を行った。	A	上下水道課
		農業委員、農地利用最適化推進委員の女性登用率向上に向けて、委員募集の呼びかけの際に関係機関に依頼する。	・令和5年7月の改選において女性農業委員が2名→3名になり、登用率が向上した	B	農林水産課 農業委員会事務局
審議会等の委員選出の際には性別の偏りがないよう配慮を依頼する。	・委員選出の際に性別に偏りがないよう働きかけた。	A	教育総務課		
すでに目標登用率に達している審議会等については参画への取組や協力を維持するとともに、達していない審議会等では、審議に必要な専門的見識が失われない範囲で、委員改選時に積極的な女性の登用を行う。	・社会教育委員については、令和5年度改選において女性委員が3名→6名に増加、登用率が向上した。 ・その他の審議会等については変更無し。	B	社会教育課		
審議会等の女性の登用率は現行の3～4割以上を維持していく。	・各審議会とも女性の登用率は30%以上。	B	人権・同和教育課		

重点目標(4)の数値目標

項目	R4	R5	F6	F7	F8	目標(R9)
「自治会や公民館行事などの地域運営」において男女の地位が平等であると感じる人の割合	30.8%	次回の検証はR9年				35.0%
家庭の役割分担において、「地域活動」を性別にかかわらず同程度分担している人の割合	45.5%	次回の検証はR9年				50.0%
「政治や行政の施策・方針決定過程の場」において男女の地位が平等であると感じる人の割合	18.3%	次回の検証はR9年				20.0%
町の審議会、委員等への女性の登用率	38.5%	42.4%				45.0%

基本テーマ3 誰もが安心して暮らせる地域・社会づくり					
重点目標(5) 性別による差別・暴力をなくす社会づくり			★DV防止基本計画		
施策の基本的方向	主な取り組み	R5年度の取り組み	R5実績	R5評価	担当課
①暴力を許さない地域社会づくり	DV、性暴力、各種ハラスメント等のあらゆる暴力の防止に向けた普及啓発	【DV、性暴力】県と連携し、DV防止等の広報や街頭啓発、啓発運動期間中の啓発チラシ・グッズの配架、ポスター等の掲示を行う。	・町報での啓発と県から配布されたDV防止のパネル展示を行い、部落解放文化祭や集団健診会場にて啓発グッズの配布を行った。	A	子育て応援課
		企業訪問や研修会などでチラシを配布し啓発を行う。	・企業訪問を実施して啓発を図った。 ・事業所対象のハラスメント研修実施（7月）	B	商工観光課
		人権擁護委員は希望を受けて人権教室を無料で開催する。	・「デートDV」予防啓発リーフレットを町内の中学3年生に配布。（9月） ・全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間に法務局が実施した電話相談の周知を行政放送で行った。（11月）	B	人権・同和教育課
②誰もが相談しやすい環境づくり	相談体制の周知と充実	相談窓口の周知を町報や町ホームページ等あらゆる機会を利用して行う。相談者には安心して相談しやすい場所や時間帯で相談を受けるなど配慮し、相談者の意思を尊重した相談対応を心掛け、相談者に寄り添った相談対応を継続する。	・事業で啓発グッズを配布したり、町報で相談窓口の広報を行った。相談者には安心して相談しやすい場所や時間帯で相談を受けるなど配慮し、相談者の意思を尊重した相談対応を心掛け、必要に応じて他機関を紹介した。	B	子育て応援課
		人権擁護委員が定期的に窓口を開設する（継続）。	・毎月2回各地区公民館を巡回し、人権擁護委員による人権相談窓口を開設した。	B	人権・同和教育課
	男性も女性も相談しやすい体制の整備	相談窓口の周知を町報や町ホームページ等あらゆる機会を利用して行う。相談者には安心して相談しやすい場所や時間帯で相談を受けるなど配慮し、相談者の意思を尊重した相談対応を心掛け、相談者に寄り添った相談対応を継続する。	・事業で啓発グッズを配布したり、町報で相談窓口の広報を行った。相談者には安心して相談しやすい場所や時間帯で相談を受けるなど配慮し、相談者の意思を尊重した相談対応を心掛け、必要に応じて他機関を紹介した。	B	子育て応援課
		人権擁護委員が定期的に窓口を開設する（継続）。	・毎月2回各地区公民館を巡回し、人権擁護委員による人権相談窓口を開設した。	B	人権・同和教育課

重点目標(5)の数値目標

項目	R4	R5	F6	F7	F8	目標(R9)
過去1年間に暴力を受けたことがある人の割合	2.6%	次回の検証はR9年				2.0%
暴力被害を受けた人のうち、「誰にも相談しなかった」人の割合	18.5%	次回の検証はR9年				15.0%

基本テーマ3 誰もが安心して暮らせる地域・社会づくり

重点目標(6) 安心・安全の環境づくり

施策の基本的方向	主な取り組み	R5年度の取り組み	R5実績	R5評価	担当課
①防災における男女共同参画の推進	すべての人が安全に過ごせる避難所運営の基準づくりおよび防災体制の確立	避難所運営における課題解決を図るため、男女共同参画関係団体等との意見交換等を実施し、防災関連の計画に反映する。	・令和5年度は意見交換会の開催が実施できなかった。	D	総務課
	災害対応力向上のための職員向け研修の実施	男女共同参画の視点からの防災について、避難所運営訓練等を通じて研修を実施する。	・防災における男女共同参画の研修が実施できなかった。	D	総務課
	地域の防災意識を高める取り組みの推進	各地域での防災研修時に、男女共同参画の視点の重要性について説明を行う。	・各地域での研修会において、説明を行った。	B	総務課
②こころの健康（メンタルヘルス）を確保するための取り組みの推進	さまざまな悩みを抱える人の心のケアにつながる相談体制の整備と周知	生理の貧困については、経済的な理由で生理用品を購入できない方の相談窓口として対応する。	・生理の貧困を含めた生活困窮についての相談窓口として自立相談支援員等が社会福祉協議会、ハローワーク等と連携しながら支援を行った。	A	福祉あんしん課
		保健師や栄養士による相談体制を継続して実施、関係機関との連携を図るとともに、行政放送や町HP等で周知を行う。	・行政放送や町HPで健康相談の周知を行い、心身の健康についての心配や不安等に対し、電話や面談を行った。また、心の相談先（電話・SNS）についても広報等で周知を行った。	B	すこやか健康課
③多様な性への理解促進	学校教育における、性の多様性に関する教育の推進	教育課程に沿った学習を行います。（保健体育、総合的な学習等）	・小学校体育、中学校保健体育において、教育課程に沿った学習を展開するとともに、各校とも思春期保険相談士を講師に招いての学習も展開した。	A	教育総務課
	多様な性のあり方について普及啓発	各文化センターで講座を開催する。 ・とうはく人権まなびの講座「性の権利について」（5月） ・あかさき人権まなびの講座「ジェンダーから見る部落問題」（8月）	・各文化センターで人権まなびの講座を開催。 ・東伯文化センター「性の権利について」（5月） ・赤碓文化センター「ジェンダーから見る部落問題」（8月）	B	人権・同和教育課
		各地区公民館事業や教養講座等、学習機会の提供に努める。	・参観日等に保護者を対象とした家庭教育講座を実施（2回） ・図書館「男女共同参画週間関連展示」（企画政策課連携）	B	社会教育課

重点目標(6)の数値目標

項目	R4	R5	F6	F7	F8	目標(R9)	
自主防災組織に女性役員がいる組織の割合	60.8%	61.3%				75.0%	総務課
「LGBT」の言葉の意味や内容を知っている人の割合	46.4%	次回の検証はR9年				50.0%	